

農業集落排水使用料及び浄化槽 使用料について

令和4年9月

八代市

目 次

1. 審議会を設置する理由 【参考 1-1】【参考 1-2】・・・・・・・・・・ 1
2. 八代市の汚水処理事業の概要 【参考 1-3】【参考 1-4】【参考 1-5】・・・・・・・・ 4
3. 事業実施区域の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 東陽町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 泉町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4. 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 農業集落排水処理施設事業【参考 1-6】【参考 1-7】【参考 1-8】・・・・ 8
 - (2) 公共浄化槽等整備推進事業【参考 1-9】【参考 1-10】・・・・ 9
 - (2) -2 浄化槽設置整備事業（個人設置）・・・・・・・・・・・・ 9

1. 審議会を設置する理由

農業集落排水処理施設事業及び公共浄化槽等整備推進事業（旧：浄化槽市町村整備推進事業）は、東陽町・泉町で取り組んできた事業であることから、八代市郡 6 市町村の合併協議の場で取り扱いが論議され、【参考 1-1】に示す内容に決定しました。

【参考 1-1】

《合併協定書の内容》

33 下水道事業の取扱い

(1) 八代市及び鏡町の公共下水道事業、千丁町の特定環境保全公共下水道事業、東陽村及び泉村の農業集落排水処理施設事業及び浄化槽市町村整備推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

なお、会計については、事業区分ごとに統合の方向で調整する。

(2) 下水道事業の受益者負担金及び使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において審議会等を設置し、平成 18 年度から事業区分ごとに統一するよう調整する。また、調整に当たっては、受益者負担の原則に沿って調整を行うものとする。

39 環境保全対策事業の取扱い

(1) 浄化槽に関する事業については、生活排水処理率向上に寄与するため、新市において早期に生活排水処理基本計画を策定し、集合処理区域と個別処理区域に分けて実施する。

(2) 個別処理は、現行の国及び県の補助制度に沿って浄化槽設置整備事業と浄化槽市町村整備推進事業（以下「市町村設置型」という。）に分けて実施する。

① 八代市、千丁町及び鏡町の浄化槽の補助制度は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において平成 18 年 4 月 1 日を目途に統一する。

② 坂本村の浄化槽の補助制度は、市町村設置型に移行するまでの間、現行のとおり新市に引き継ぐ。

これらの事業は、市民生活に大きく関わるものであることから、市町村合併時にそれぞれの審議会設置条例【参考 1-2】を施行し、関係者の意見拝聴の機会を設けています。

審議会は、八代市農業集落排水処理施設事業条例、八代市浄化槽条例に規定する分担金、使用料及び制度の運営上における重要事項などを改正する場合、市長の諮問に基づき審議会で審議し、その結果を答申の形で市長に意見具申します。審議会委員は、現在及び将来の事業区域の受益者代表、有識者等により構成し、委員の専門的な知識や意見などを事業計画及び運営に反映させ、事業の円滑な運営を図ることとしております。

【参考 1-2】

八代市農業集落排水処理施設事業審議会条例

(設置)

第 1 条 本市の農業集落排水処理施設事業を計画的に遂行し、農業集落排水行政の円滑な運営を図るため、八代市農業集落排水処理施設事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、市長に答申する。

- (1) 受益者分担金に関する事。
- (2) 水洗化の促進に関する事。
- (3) 使用料に関する事。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 受益者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会 議) 審議会の会議は、会長が招集する。

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 審議会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、建設部下水道総務課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

八代市公共浄化槽等整備推進事業審議会条例

(設置)

第1条 八代市における公共浄化槽等整備推進事業の円滑な運営を図るため、八代市公共浄化槽等整備推進事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、市長に答申する。

- (1) 分担金等に関する事。
- (2) 使用料に関する事。
- (3) 浄化槽の設置促進に関する事。
- (4) その他市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 受益者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、議決が必要な場合は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設部下水道総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

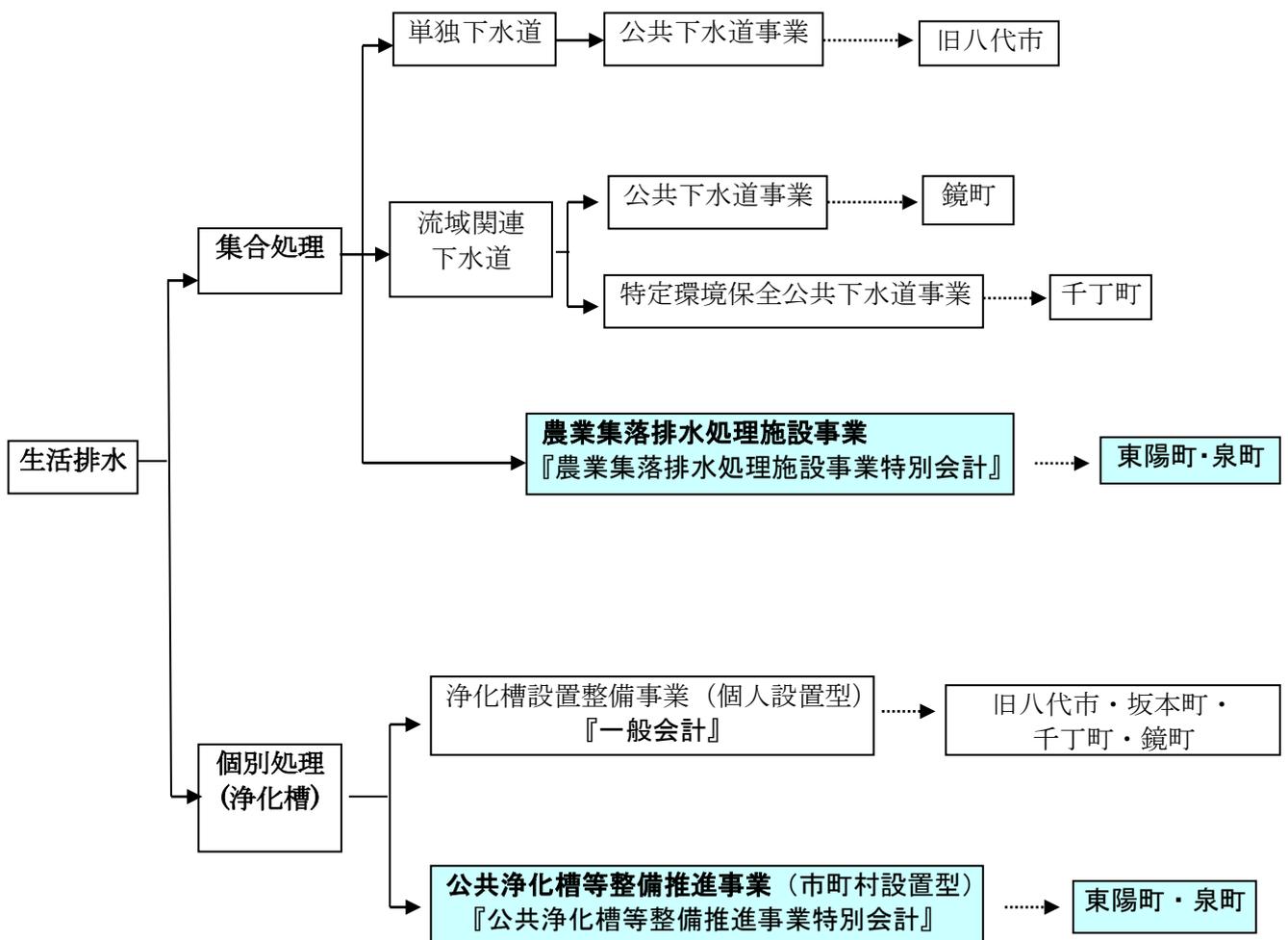
この条例は、平成17年8月1日から施行する。

2. 八代市の汚水処理事業の概要

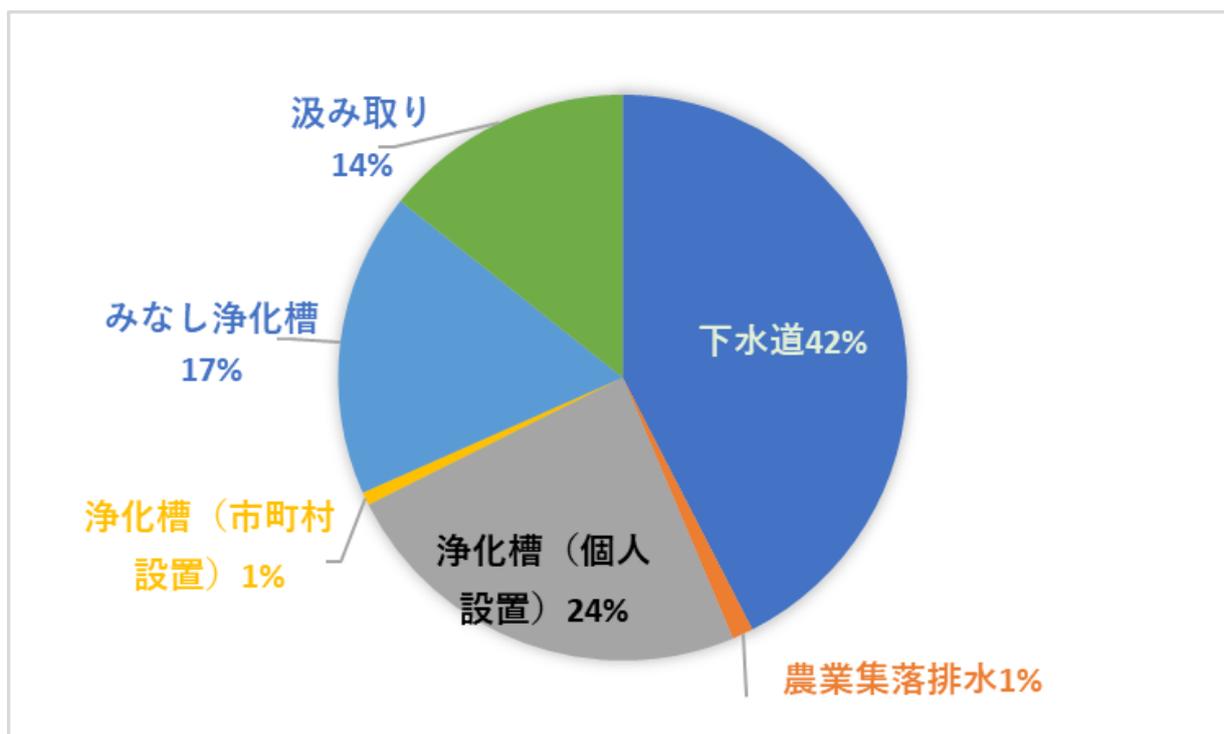
八代市における生活排水処理施設整備は、市が直接関与している事業で6種類に分類されます。これらの事業は、その実施区域の地理的要件や人口密度などにより有利な条件で実施できる事業を選択し、各事業とも受益者となる市民が負担する分担金及び使用料によって運営することを原則としています。

分担金及び使用料の算定方法については、公共投資の仕組みや採択条件が事業ごとに異なっていることから、それぞれの基準による受益者負担の原則を当てはめる必要があると考えます。

【参考 1-3】 八代市の汚水処理施設の分類図



【参考 1-4】 八代市の汚水処理方式別人口割合



【参考 1-5】 汚水処理の現況

			人 口 (人)	割 合 (%)
生活雑排水処理人口	集合処理	下水道	52,265	42.5
		農業集落排水	1,475	1.2
		計	53,740	43.7
	個別処理	浄化槽（個人設置）	29,434	23.9
		浄化槽（市町村設置）	911	0.7
		計	30,345	24.6
小計		84,085	68.3	
水生活雑排水未処理人口	みなし浄化槽	21,415	17.4	
	汲み取り	17,552	14.3	
	計	38,967	31.7	
行政区域内人口			123,052	100.0

令和4年3月末現在

3. 事業実施区域の状況

(1) 東陽町

東陽町は、氷川ダム（泉町下岳）より下流域に位置します。この地区は、生活排水の流入により農業用排水路の水質汚濁が進行し、住民の生活環境及び農業生産活動の両面に問題が生じていました。そこで、公共用水域の水質保全及び地域の衛生環境の改善を図るため、比較的に人口が集中している地域では、平成 12 年度に農業集落排水処理施設事業を、平成 13 年度より公共浄化槽等整備推進事業を進めてきました。



(河俣地区) 河俣川沿いに集落が点在しています



(箱石地区) 山間を縫うように走る水路と集落の様子



(河俣川の状況) 河俣・箱石周辺では蛍が飛び交います



(箱石地区水路) 箱石では小さな水路が中心となっています。この地域の生活水路であると同時に下流域での農業用水利としても利用されています。



(小浦川)



(農業集落排水処理施設)

(2) 泉町

泉町は、川辺川及び氷川の最上流域にあたり九州中央山地の山々が聳える緑濃き地であり、全域が水道水源水域に指定されています。この地域は、氷川ダム付近の一部の地域において平成8年度に農業集落排水処理施設事業を、平成14年度から公共浄化槽等整備推進事業による生活排水処理に取り組んできました。

泉町に位置する氷川ダムは、八代生活環境事務組合水道の水道原水の取水地であることを踏まえ、この地域のみならず下流域の住民にも大切な水道水源水域を次の世代へも良好な状態を保ち続け引き渡すことが地域住民の責務との考えに基づき、この事業を展開してきました。



(岩奥地区)



(水川上流域)



(氷川上流域)



(農業集落排水処理施設)

注) 水道水源水域とは、水質汚濁防止法に規定する公共用水域であって、その水が水道事業又は水道法に規定する水道用水供給事業のための原水として取水施設により取り入れられるもの及びその公共用水域にその水が流入する公共用水域をいいます。

氷川ダムに流入する河川、公共水路はすべて水道水源水域となります。

4. 事業概要

(1) 農業集落排水処理施設事業 [以下、農集事業といいます]

東陽町は平成 12 年度に計画人口 2,300 人、泉町は平成 8 年度に計画人口 820 人で供用開始を行い積極的な整備を進めてきました。その結果、令和 3 年度末現在、水洗化人口 1,475 人、水洗化率 82.9%の市民が農業集落排水処理施設を利用しています。しかし、近年は急激な過疎化の進展や高齢者世帯の増加などから水洗化件数が伸び悩む傾向にあります。

【参考 1-6】農集事業整備状況 令和 4 年 3 月末現在

事業区域		東陽地区	泉地区	計
供用開始年		平成 12 年度	平成 8 年度	
計 画	処理区域面積	220ha	440ha	660ha
	計画処理人口	2,300 人	820 人	3,120 人
整備状況	処理区域内人口	1,352 人	428 人	1,780 人
	水洗化人口	1,130 人	345 人	1,475 人
	水洗化率	83.6%	80.6%	82.9%

【参考 1-7】農集施設概要

		東陽農業集落排水処理施設	泉農業集落排水処理施設
排除方法		分流式	分流式
処理方式		回分式活性汚泥法	嫌気性ろ床前置式接触ばっ気法
敷地面積 (㎡)		1,674	1,371
処理能力 (㎥/日)		690	220
放流水質	BOD (mg/ℓ)	20	20
	SS (mg/ℓ)	50	50
汚泥量		脱水汚泥 0.18t/日	濃縮汚泥 0.41 ㎥/日

【参考 1-8】一般家庭等における使用料金表 農集条例別表第 3 (第 16 条関係)より抜粋 (税別)

区 分	基本料金	世帯員割	算定方式	備考
一般住宅	2,219 円	739 円	2,219 円+(739 円×世帯人員)	世帯人数は、毎月 1 日の住民基本台帳による
アパート・寮			2,219 円×室数+(739 円×世帯人員)	

(2) 公共浄化槽等整備推進事業 [以下、浄化槽事業といいます]

東陽町、泉町とも水道水源の取水地である氷川の上流域にあたり、下流域の住民にとっても大切な水域を良好な状態で引き継ぐ観点から、計画期間(10年)で700基設置を目標に整備を進め、設置基数437基、911人が浄化槽を利用できるようになりました。その一方、806人の生活雑排水は未処理で、近年は新規設置数が減少しています。

【参考1-9】浄化槽事業 整備状況

事業区域	東陽町	泉町	全体
事業期間	平成13～令和3年度	平成14～令和3年度	
設置済基数	160基	277基	437基
使用人口(世帯)	355人(145戸)	556人(255戸)	911人(401戸)
区域内人口(世帯)	559人(243戸)	1,158人(567戸)	1,717人(810戸)
普及率	63.5%(59.6%)	48.0%(44.9%)	53.0%(49.5%)

令和4年3月末現在

【参考1-10】一般住宅等における使用料金表 [八代市浄化槽条例別表第3(第17条関係)より抜粋]
(税別)

基本料金	3,800円
世帯員割	420円
算式	基本料金＋世帯員割×世帯員数 (世帯員が6人を超える場合は6人)

(2) - 2 浄化槽設置整備事業(個人設置)

旧八代市、坂本町、千丁町、鏡町において下水道事業認可区域を除く地域で住宅等に浄化槽を設置する個人に対し、補助金を交付しています。なお、設置後の保守点検等の維持管理費は設置者の個人負担です。